

令和7年度定額減税不足額給付金のお知らせ

■不足額給付金とは？

令和6年度に実施した所得税及び住民税の定額減税において、令和6年分の所得金額が確定したのちの再計算の結果、減税しきれなかった方に対し、追加で給付金を支給するものです。

■対象となる方

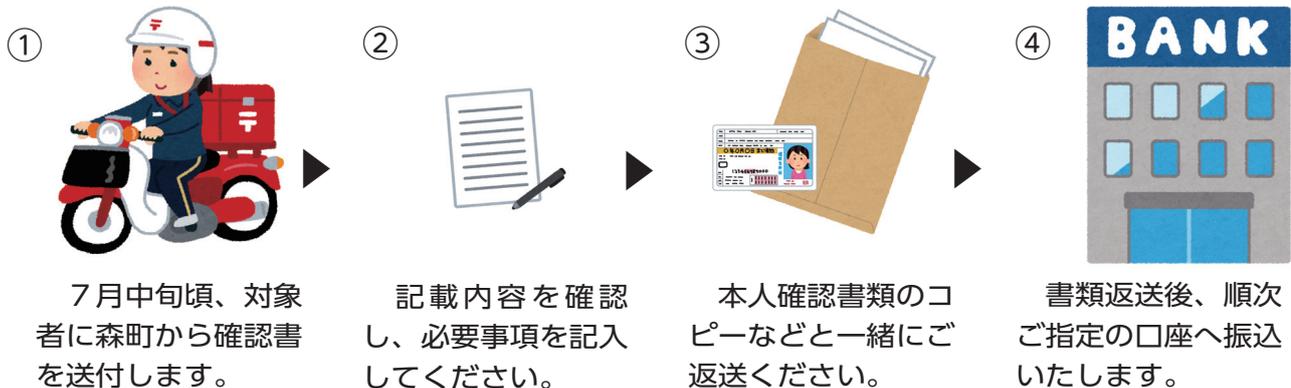
令和7年1月1日時点で森町に住民登録があり、下記のいずれかに該当する方
※ただし、本人の合計所得金額が1,805万円以下である場合に限ります。

①不足額給付Ⅰ	令和6年分所得税、令和6年度住民税、定額減税可能額（所得税及び住民税）の実績が確定したのちに、定額減税しきれなかった額と調整給付金額との間で差額が生じた方
②不足額給付Ⅱ	以下の全ての条件を満たす方 ・税制度上、扶養親族の対象外である（事業専従者等） ・令和6年分所得税、令和6年度住民税所得割ともに非課税（定額減税前額が0円） ・低所得世帯向け給付の対象世帯の世帯主、世帯員に該当しない

■支給額

①不足額給付Ⅰ	定額減税しきれなかった額と調整給付金額との差額 （端数は1万円単位で切り上げ）
②不足額給付Ⅱ	原則4万円（所得税分3万円、住民税分1万円） （令和6年1月1日時点で国外居住者であった場合は3万円）

■給付金の支給手続き



有料広告

“地域へ感動を” そして未来へ

渡島信用金庫

◆◆◆本店営業部◆◆◆
住所：北海道茅部郡森町字御幸町115番地
本店営業部 電話：(01374) 2-2025
本部 電話：(01374) 2-2024
URL : <https://www.shinkin.co.jp/oshima/>

山崎塾 16:30から21:00 一人一人のやる気を育てます
tel.01374-2-6266

16:30 開始 19:00 開始

1回40分 60分 120分他 日程選択制

夏期講習

小1～高3 個別指導
やまざきじゅく 検索
駅から徒歩2分 ●森町本町141

有料広告

令和7年度(令和6年分)の所得申告はお済みですか？

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料について、保険税(料)を正しく計算するために、同じ世帯に所得が不明な方がいる場合は、所得の申告をしていただく必要があります。

このため、令和6年中に無職で収入がなかった方(家族の扶養になっている方も含みます)や遺族・障害年金のみを受給している方は、必ず申告をしてください。

申告は、役場税務課町民税係または支所地域振興課収納係で受け付けています。

※所得税の確定申告をされた方・給与所得者・年金受給者(遺族・障害年金等は除く)は原則、申告不要ですが、申告が必要か分からないときは、お問い合わせください。

申告をしないと

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の場合、軽減が行われずに保険税(料)が高く計算されることがあります。また、医療費の自己負担限度額の判定を正しく行うことができません。

介護保険料の場合、保険料段階の決定や利用者負担限度額の判定を正しく行うことができません。

申告に必要なもの

- ①収入金額が分かるもの(源泉徴収票など) ※無収入だった方は不要です。
- ②生命保険料・地震保険料の控除証明書など住民税の控除に関するもの
- ③障害者手帳等(交付を受けている場合)、④本人確認書類(運転免許証等)

地域包括支援センター ☎③2322

認知症カフェ「オレンジの森」開催のご案内

認知症カフェ「オレンジの森」を開催します。認知症の方やご家族の方、地域住民などどなたでも気軽に集える場です。交流や情報交換などの機会です。お気軽にご参加ください。

日 程	令和7年7月29日(火)、午後1時30分から午後3時00分
場 所	森町公民館1階大会議室
定 員	20名
内 容	講話「成年後見制度のお話」、茶話会
参 加 費	無料
申 込 先	森町地域包括支援センター ☎③2322
申 込 期 限	令和7年7月23日(水) ※お電話でお申し込みください



森町 HP

▶開催予定 / 8月26日(火)、9月26日(金)、10月15日(水)、11月20日(木)、12月2日(火)

有料広告

衛生環境を高める **DUSKIN** ペット用おそうじ商品はじめました!

ペットと暮らすお家へおすすめ / **ペット用おそうじモップセット**

ペット用フロアモップ & **MuKu** モップクリーナー

※アレル物質(犬・猫の唾液、フケ、毛、皮脂) 抑制成分配合
※アレル物質(ダニのフン、花粉) 抑制成分配合

(株)クリーンサービスあべ・ダスキンあべ本店
〒049-2311 森町字上台町330 ☎②0279

有料広告

※工事費各別途 **お見積 無料!!**

エアコン

8畳 税込 **99,000**円
6畳 税込 **88,000**円
10畳 税込 **110,000**円

Panasonic
エオリアCS-Jタイプ

(株)ワタナベ電器 ☎(0138)67-2250
亀田郡七飯町大沼町817-4 まずはお気軽にお問い合わせ下さい! [ワタナベ電器 大沼](#) 🔍 検索

防災行政無線戸別受信機の貸与について

森町の町民のみなさんを対象に災害情報や行政情報等をいち早くお伝えるため、戸別受信機を貸与しております。

戸別受信機の無償貸与対象者

森町の住家にはじめて戸別受信機を設置する場合は、設置費等を含め、無償で貸与します。

戸別受信機の有償貸与対象者

森町の住家に2台目以降の設置又は、事業所等で設置を希望される場合は、設置費等を含め、有償貸与となります。

[本体費用／88,000円(1台税込み)]

本体費用への補助金制度

本体費用についてのみ補助金制度がありますので、役場防災交通課までお問い合わせください。

[補助金額／44,000円(1台につき)]

戸別受信機の設置について

戸別受信機の設置を希望する方は、役場防災交通課窓口にて申し込みください。

なお、設置工事は、月2回程度を予定しておりますので、あらかじめご了承ください。

操作に不安のある方へ安心サポート

スマホ個別相談会のお知らせ

スマートフォンの操作が不安な方へ、個別でサポートします。お気軽にご予約ください。

3G回線は令和8年3月末でサービス終了予定です。ガラケーからスマホへの乗り換えを検討中の方も体験用スマートフォンでお試し可能です！

■ドコモショップによる個別相談会

- ・日時／令和7年7月17日(木) 午前10時00分から午後1時00分(1組あたり1時間程度)
- ・場所／森町公民館 1階中会議室
- ・講師／ドコモショップ函館新道店のスタッフ
- ・相談内容／スマホに関するお悩みごと、故障に関するご相談など
- ・定員／6組(事前予約制) ※ドコモご契約者に限らず相談可能です。
- ・相談料／無料
- ・持ち物／スマートフォン(お持ちの方)
- ・申込期間／令和7年7月7日(月)から令和7年7月16日(水)まで



役場総務課行革DX推進係☎⑦1281又は右記QRコードからお申込みください。
なお、定員を超える場合は、お断りさせていただくことがございます。



戸籍の「ふりがな」の通知が届いたら必ず確認を！

改正戸籍法が令和7年5月26日に施行され、戸籍の氏名に振り仮名が記載されるようになり、これに伴い戸籍に記載する予定の振り仮名の通知が、本籍地の市区町村から戸籍の筆頭者等に郵送されます。

通知が届いたら必ずご確認を！（重要!!）

ふりがなに間違いがある場合

届出が必要です
市区町村に正しいふりがなを届け出てください。

詳しくは法務省のホームページでご案内していますので、右記QRコードをご参照ください。



法務省 HP

ふりがなに間違いがない場合

届出は不要です
そのまま令和8年5月26日以降に戸籍に記載されます。

法務省の振り仮名コールセンター

☎0570-05-0310

（土日、祝日、年末年始を除く午前8時30分から午後5時15分まで）

マイナンバーカードの「交付臨時窓口」を開設します

夜間・休日臨時窓口（予約制）をご利用ください

開庁時間内に窓口へ来ることが困難な方は、夜間・休日臨時窓口をぜひご利用ください。
マイナンバーカード申請後、ご自宅に送付された「交付通知書」に記載の必要書類を忘れずに持参いただくと、役場住民生活課又は支所町民福祉課の窓口で受け取ることができます。
※予約制（先着順）のため、予約がない日の窓口は開設いたしません。
※代理人での受け取りを希望される場合は、事前にご連絡をお願いいたします。

開設日	時間	受付期限
7月6日(日)	9時00分~12時00分	6月27日(金)
7月13日(日)	9時00分~12時00分	7月4日(金)
7月27日(日)	9時00分~12時00分	7月18日(金)
8月3日(日)	9時00分~12時00分	7月25日(金)
平日夜間	17時15分~19時00分	希望日の1週間前

HAKODATEから、世界へ、未来へ。

SEC

株式会社 **エスイーシー**

SEC CORPORATION LTD.

〒040-8632 函館市末広町 22 番 1 号

電話：0138-22-7188 FAX：0138-27-6814 URL：<https://www.secnet.co.jp/>



有料広告

後期高齢者医療資格確認書の一齐更新について

■黄緑色の「資格確認書」を交付します

現在、ご使用の被保険者証（水色）又は資格確認書（黄緑色）の有効期限が令和7年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。

7月中旬に新しい「資格確認書」を交付しますので、令和7年8月1日からご使用ください。（※お手元に届いてすぐにはご使用できません）

- 次の有効期限は、令和8年7月31日です。
- 暫定的な運用として、マイナ保険証の保有状況に関わらず、一律で全被保険者へ「資格確認書」を交付します。



■「資格確認書」に限度区分等を記載することができます

以下の①～③について、本人の希望に基づく申請により「資格確認書」へ併記することが可能です。なお、過去に「減額認定証」や「限度額適用認定証」が交付されていた方は、①②がすでに併記されていますが、申請により記載をやめることも可能です。

① 限度区分（※前年の所得に応じて決まる自己負担限度額や入院時の食事代などの区分）

現役Ⅲ	3割	住民税課税所得が690万円以上の被保険者と、同一世帯にいる被保険者
現役Ⅱ		住民税課税所得が380万円以上の被保険者と、同一世帯にいる被保険者
現役Ⅰ		住民税課税所得が145万円以上の被保険者と、同一世帯にいる被保険者
一般Ⅱ	2割	同一世帯に住民税課税所得が28万円以上145万円未満の被保険者がおり、かつ世帯内の被保険者全員の「年金収入+年金以外の所得」の合計金額が200万円（被保険者が2人以上なら320万円）以上の方
一般Ⅰ		住民税課税世帯で「一般Ⅱ」に該当しない方
区分Ⅱ	1割	住民税非課税世帯で「区分Ⅰ」に該当しない方
区分Ⅰ		住民税非課税世帯であり、世帯全員の所得が0円、または老齢福祉年金を受給している方

② 長期入院該当日（※直近12ヶ月の入院日数が90日を超える区分Ⅱに該当する方のみ対象）

③ 特定疾病区分（※特定疾病療養受領証をお持ちの方が対象）

区分A	人工腎臓を実施している慢性腎不全
区分B	血漿分画製剤を投与している先天性血液凝固障害の一部
区分C	抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群

■要配慮者への「資格確認書」の交付は一度申請が必要です

マイナ保険証をお持ちの方には、令和8年8月以降は原則「資格確認書」を発行できませんが、要配慮者（資格確認に第三者の補助が必要でマイナ保険証での受診が難しい高齢者や障がい者）の方につきましては一度申請いただくことで、その後の更新時においても「資格確認書」を発行いたします。

お問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合

☎011(290)5601

役場保健福祉子育て課国保児童係

☎⑦1085